

意見書（案）第 34 号

拙速な個人情報保護法改正案の国会提出を見送り、慎重な検討を求める意見書
上記の意見書（案）を別紙のとおり提出する。

令和 2 年 12 月 21 日

三鷹市議会議長 石 井 良 司 様

提出者 三鷹市議会議員 野 村 羊 子

賛成者 " 嶋 崎 英 治

 " 伊 沢 けい子

拙速な個人情報保護法改正案の国会提出を見送り、慎重な検討を求める意見書

地方自治体が保有する個人情報の範囲や取扱方法は、自治体ごとに条例で規定している。また、日本の個人情報保護法制においては、2005 年の国の立法に先駆けて地方自治体が条例を制定してきた歴史がある。本市における個人情報保護条例は 1987 年に制定されている。

個人情報の取扱いにおいては、個人の権利を保護する側面と公共の利益のために利活用する側面があり、両立を図るためには慎重な判断と十分な合意形成が求められる。そのため、地方自治体の条例には、要配慮個人情報に独自の情報を加えたり、個人情報の外部提供やオンライン結合に当たっては審議会に意見聴取するなど、それぞれの自治体の状況に応じた様々な工夫がされている。

現在、政府は、自治体ごとに個人情報の保護や運用が異なることが情報共有の支障になるとし、全国共通のルールで規定するための個人情報保護法改正案を 2021 年の通常国会に提出しようとしている。改正案の検討に当たっては、自治体の意見を聴取するために「地方公共団体の個人情報保護制度に関する懇談会」が設置された。

しかし、2020 年 7 月 3 日に開催された第 4 回懇談会では「議論が深まらないまま実務的論点として個人情報保護制度の見直しに関する検討会へ報告されるということに懸念」、「あたかも懇談会での議論に基づいて一定の方向性が記載されているように受け取れる点はなかなか承服できない」等、懇談会の強引な進め方に対する厳しい発言が噴出した。

懇談会の打ち切り後も、全国市長会は「データ利活用に向けた課題の認識に国レベルや民間サイドと温度差がある」ことから、「地方公共団体の意見を十分に聞きながら、混乱が生じないよう慎重に検討を進めること」等、4 項目を要請した（9 月 7 日「個人情報保護制度の見直しに関する検討会」）。全国市議会議長会も「個人情報保護については、国の法律より自治体の条例が先行した経緯もある。自治体が納得できる形で丁寧な進め方をしてほしい」との趣旨の要請を行っている（10 月 13 日「地方六団体と総務大臣の意見交換会」）。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、地方自治体から広く意見を聞くことなく、議論と合意を得ないまま、自治体個人情報保護条例を法律（個人情報保護法）で標準化し、

自治体の判断によらず、一律に個人データを利活用する法改正を進めるのは拙速であるため、個人情報保護法改正案の2021年の通常国会への提出を一旦見送り、自治体の意見を十分に聞いた上で慎重に検討を進めるよう求める。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和2年12月21日

三鷹市議会議長 石井良司